

平成 26 年 5 月 30 日

幕別町議会議長 古川 稔 様

幕別町議会議員 谷 口 和 弥 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1. 介護保険制度を住民 本位のものに	<p>「医療・介護総合法案」(以下、「法案」)が国会において審議され、来年度以降の介護保険制度は、かつてない大きな改正がおこなわれようとしています。「法案」の中で、介護保険制度見直しの中身として具体的にあげられているのは、①市町村への丸投げによる要支援認定者の訪問介護・通所介護の保険給付外し、②一定以上の所得者の利用料の引き上げ、③特別養護老人ホーム入居を「要介護3」以上に限定し、「要介護2」以下を事実上排除する、④利用者負担段階の「第1段階～第3段階」に該当する人への負担軽減制度である補足給付の見直し。この「法案」は「介護の社会化」の理念を完全に放棄し、公的給付を削り込んで介護の責任を家族や地域に押し付ける、いわば「介護の自己責任化」というべき方向を徹底させていると言わざるをえない内容となっています。</p> <p>幕別町においても、高齢者福祉の在り方や介護保険料などを決める「幕別町第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(2015～2017年度)の策定が、3月末に開催された幕別町介護保険運営等協議会に諮問されました。</p> <p>今後、「高齢者生活アンケート」や「介護保険利用実態調査」「高齢社会に関する意識調査」、「施設入居者の家族に対する実態調査」など様々な調査結果を参考にしながら、「第7期計画」も見越したうえで「第6期計画」策定が進行していくことになります。</p> <p>つきましては、以下の点について伺います。</p>

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。

質問事項	質問の要旨
	<p>1. 訪問介護と通所介護を、市町村が実施する総合事業に移管した場合について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017 年度末までに実施とされているが、幕別町の実施予定時期は。 ・現在と同じサービスが要支援者に継続できるか。 ・利用者のサービス選択が尊重されるか。 ・利用者の負担はどうか。 ・要介護認定の申請権が侵害されないか。 <p>2. 特別養護老人ホームの待機状況について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全待機者数と「要介護2」以下の待機者数は。 ・大規模特養1施設と小規模特養3施設が町内に設置されているが、今後の特養の施設増の計画を持つのか。 <p>3. 利用料の引き上げ、補足給付の見直しがおこなわれた場合、影響を受ける人数は。</p> <p>4. 第6期の介護保険料の予想額は。</p> <p>5. 『法案』は廃案とするべき』との声を、幕別町としてもあげるべきと考えるがどうか。</p>